

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6303-6336

担当 \_\_\_\_\_ 管理責任者 齊藤 真知子

\*ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

## 2. 社会福祉法人ケアネット 弥生居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援を行う事業所の概要およびサービス提供地域

事業所名	弥生居宅介護支援事業所
所在地	東京都中野区弥生町5丁目2番19号
介護保険指定番号	1371402726
サービスを提供する地域	中野区全域 杉並区和田、高円寺等、 新宿区内の一部 (杉並区・新宿区のサービス提供地域は5.(2)に記載)

\*上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 同事業所の職員体制

	員数	常勤	非常勤	主な保有資格	計
管理者	1名	1名(兼)	0名	介護支援専門員	1名
介護支援専門員	4名	4名(兼)	0名	介護福祉士	4名 (1名兼務)
事務職員	0名	0名	0名		0名

( )内は兼務

### (3) 営業時間

月曜日～金曜日	午前9時00分～午後6時00分
土・日・祝日	定休 ※(12/29～1/3は休業)

※営業日時間以外の連絡先 03-6303-6336

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

以下の流れでサービスを提供いたします。

- ① 相談受付(申し込み)
- ② 居宅介護支援事業所と契約 …弥生居宅介護支援事業所との契約を行います。
- ③ ケアプラン作成のための調査 …お客様の心身の状況やご要望等を伺います。
- ④ ケアプラン原案作成 …サービス事業所を複数ご紹介し、お客様の事業所選択のお手伝いをさせていただきます。
- ⑤ サービス担当者会議の開催 …お客様やサービス事業所等と話し合いを行います。
- ⑥ ケアプランに同意 …ケアプラン(居宅サービス計画)の内容や介護

費用等説明いたします。

- ⑦ サービス事業者と契約 …各サービス事業所と契約を行い、サービスの開始となります。
- ⑧ サービス利用票の作成 …各月ごとの予定等を確認いたします。
- ⑨ 計画期間中のサービス提供状況の把握 …モニタリングや給付管理等を行います。
- ⑩ 障害福祉サービス事業者等との連携…必要に応じて行います。

#### 4. 医療機関との連携

かかりつけ医（主治医）や入院先の医師等との連携を密に行います。

入院された場合は、入院先の医療機関に担当の介護支援専門員の氏名をお伝えください。

#### 5. 利用料金

##### (1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので原則自己負担はありません。

\*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、【契約書別紙】に記載された金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日中野区の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

##### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

\*サービスを提供する地域

中野区 全域

杉並区 和田、和泉、堀ノ内、方南 全域

高円寺南 一丁目 五丁目

高円寺北 一丁目

新宿区 西新宿、北新宿 全域

##### (3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

##### (4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、事業者の指定期日までに指定口座にお振込みいただきます。

#### 6. 当法人の居宅介護支援の特徴等

##### (1) 運営の方針

- ・良質なサービスを提供できるよう、利用者のニーズの把握に努め、常にお客様側に立った姿勢で生活全体の質の向上を目指します。
- ・サービスの質の向上を保つ為、社内研修を行うだけでなく、東京都社会福祉協議会（東社協）や中野区サービス事業所連絡会、自治体、および地域包括支援センターが主催する研修等に積極的に参加していきます。

- ・お客様は、ケアプランに位置づける居宅サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。ご希望の際は、担当の介護支援専門員にお申し付けください。

- ・お客様は、ケアプランに位置づけた居宅サービス事業所について、その事業所をケアプランに位置づけた理由の説明を求める事が可能です。ご希望の際は、担当の介護支援専門員にお申し付けください。

また、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」(以下「訪問介護等」という)の各利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける「訪問介護等」の各サービスごとの同一事業者によって提供された者の割合を説明します。

(別紙にて説明)

- ・お客様は、当事業所より居宅介護支援のサービスを受けている間に入院される、または入院された際には、入院先の医療機関に担当の介護支援専門員の氏名をお伝えしていただけるようお願いいたします。そのために、担当の介護支援専門員の名刺等連絡先を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管されることを国は勧奨しています。

- ・障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用される際には、事業所は障害福祉サービスの特定相談支援事業者との連携に努めます。

- ・営業範囲の各自治体から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平・中立さらに認定調査の対象者に対し正しい調査を行います。

- ・営業範囲の各自治体または地域包括支援センターから介護予防支援の委託を受けた場合は、適正な計画作成を行い、担当地域包括支援センターと連携を取ります。

- ・お客様の人権の擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者として委員会等の設置、迅速な報告ができる仕組みづくり等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講じるよう努めます。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください。
調査(課題把握)の方法	○	当法人のアセスメント書式を用いて行います。
介護支援専門員への研修の実施	○	年に数回以上、中野区等の自治体や地域包括支援センター、地域の医師会などが主催する研修に参加します。
第三者評価の受審	×	実施した直近の年月日： 実施した評価機関： 評価結果の開示状況：
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	×	前記5の(3)参照

#### ①当法人お客様相談・苦情担当

当法人の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

- ・担当 齊藤 真知子 電話番号 03-6303-6336  
当事業所以外に法人本部の担当に苦情を伝えることができます。
- ・社会福祉法人ケアネット法人本部 電話番号 03-5342-0820

#### ②秘密保持義務について

- ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ・事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・事業者は、従業員に、業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

#### ③個人情報保護について

- ・事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ・事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

#### ④事故発生時の対応方法について

- ・利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。



居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

同意日（説明日）                      年                      月                      日

事業者

所在地 東京都中野区弥生町5丁目2番19号

名称 社会福祉法人ケアネット

弥生居宅介護支援事業所                      印

説明者 所属 弥生居宅介護支援事業所

氏名                      印

私は契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用申込者 住所

氏名                      印

代理人 住所

氏名                      (                      ) 印

<重要事項説明書別紙>

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	35.0%
通所介護	55.0%
地域密着型通所介護	12.0%
福祉用具貸与	70.0%

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	日本リックケアステーション中野南事業所 22.27 %	テルウェル東日本 中野介護センタ 21.46 %	ケアリッツ新中野 19.03%
通所介護	ふじみ苑 24.42 %	弥生ホーム 13.37%	川内デイサービス 9.00 %
地域密着型通所介護	いきいきらいふ SPA 中野新橋店 25.29 %	レコードブック中野新橋 17.24 %	アクティブプラザ 中野新橋 14.94 %

福祉用具貸与	パナソニックエイジフリー ショップ城北 15.75 %	(株)アースシステム 14.31 %	ニック(株) 杉並営業所 7.98 %
--------	-----------------------------------	-----------------------	---------------------------

判定期間 令和 6 年度

前期 (3月1日から8月末日)

後期 (9月1日から2月末日)

年 月 日

上記の説明を受け、承知しました。

本人氏名 \_\_\_\_\_